

親睦団体的に活動いたしておる次第であります。

○近藤信一君 七つの組合があつて、その七つの組合がそれぞれ活動をしておられるわけですが、それで、七つの組合でお互いに競争するというようなことはないですか、輸出なんかに。それは規制している……。

合でございまして、輸出関係の数量の調整というような行為は協同組合でございますのでできません。それで、その辺は工業組合で一本になって從来から運用している次第でございます。

○近藤信一君 登録の基準は政令で定めることになつてゐるのですが、昭和三十四年の現行法制定当時は、既存業者で脱落するものが出来ないように、かなり低い線で基準が設けられたと承知しておりますが、この基準は漸次高めにいきたいというものが政府の方針でもあるかと思うのです。その後、この基準の改定はなされてきたかどうか、それから基準を高めないために、弱小のメーカーが改善しないで、いわばそこに安住しているという弊害が生じていなかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(森崎久寿君) 法律制定當時、基準を業界の技術的なレベルを十分考えながら基準を作成いたしましたけれどもそれがために基準をゆるやかにしたなどということではなくて、むしろその基準に合わせるように業界の指導をやってまいりました。同時に中小企業金融公庫から二千六百万円程度の金融もいたしまして、設備その他について、登録基準に合うように努力してきました。その後、基準は変わつてないかという御質問であります

ですが、御説のとおり、この五年間は基準を変えておりません。しかしながら、その実績を見てまいりますと、品質はだんだんよくなりまして、不合格率も漸次減ってまいっております、もう五年もたちましたのですから。今後やはりこの法律の改正を機会に、基準につきましても若干の修正を加えていきたいというふうに考えておるのであります。そのポイントは、たとえばミシンにつきましては、材料関係でもプラスチックを使うということもふえてまいりますし、また機構的にもわりあいむずかしい問題が出てまいりますので、そういう観点から考えていく。それから双眼鏡につきましても、最近進歩いたしておりますダイカストあるいはプラスチックの利用、こういったような点からも、若干現在の基準よりも高めたほうがいいのじゃないかといふ検討をいたしておりますので、この法律の改正を機会に、若干ずつ品質を高めていくために基準も変えていきたいというふうに考えております。

と、そんなに他のミシンとかカメラ
というふうな進歩の速度ではないと、
悪くいえば、日露戦争時代に使つたよ
うな双眼鏡のままで、あまり改良して
おる点が見えないではないか、こうい
うふうに思うわけですが、特にこれから
の改良の問題、それから新しい需要
の開拓ということからも、これは必要で
ある点が多々あるかと思うのですが、こ
の点について、何か考えられている点
があるかどうか。

○政府委員(森崎久寿君) 双眼鏡の技
術振興の問題でござりますが、本質的
に御指摘のとおり保守的なメカニズム
でござりますので、進歩の度合いが少
ない、というふうにも思いますが、最近
問題になつております点は双眼鏡の軽
量化——軽くするということはプラス
チックだとかあるいはそれに対しても少
し加工いたしまして、極端なことを申
しますと、水に浮くような双眼鏡の
考案が考えられております。また小型
化していく、また大きさに比べまして
倍率を非常に高めていく、また防水加工
をしていく、そういうことの研究が
行なわれておるわけであります。また少
しこれにも御説明申し上げましたけれど
も、双眼鏡の開放研究所におきまして
年約六百万程度の研究費を使って現在
進めているわけであります。政府にお
きましても、機械試験所あるいは東大
の生産技術研究所あたりの指導を進め
ているわけであります。

○阿部竹松君 お尋ねする前に、委員
長に議事進行についてお伺いします
が、見渡したところ定数足りません
よ。特にきょうは、これは委員長とい
うよりも、与党の理事に申し上げたい
が、聞くところによれば、理事会で

きょう三つの法律をここで可決するといふように決定しておるやに承つた。いよいよ法案が上がるというときに、やはりと来るところよろな、これは与党とか野党というのではなくて、不良善です委員会が。特に与党として政府をもつておる自民党的諸君は、法律が上がるときには必ず出席せぬ、国民党さんは十人余おるのに三名しかきていない。ぼくは民主党だと社会党を宰思っています。のうのうとして会議を主宰している委員長も国会法、参議院規則の何たるかを知らぬ、きわめて遺憾である。

そこで、質問やめて閉会すればいいわけですが、上げるということになつてゐるので、ぼくはこれから質問しきますが、軽機械法については、私はこの法律ができる當時に再三再四にわたってお尋ねしておるので、法律そのものについては、もうお尋ねすることはございません。ただこの法律そのものが時限立法か臨時立法かということについて大臣にお尋ねしたい。

○國務大臣(福田一君) 時限立法でございます。

○阿部竹松君 律は当時政府から出されたときは、これは年数の規定がなかった、衆議院で修正されて年数が決定した、そのときには私は修正した衆議院の議員にお尋ねしたいからここへ呼んできてほしい、こういうことだつたんですね。はつきり記憶しておりませんけれども、その当时、衆議院の自民党や社会党的修正された議員こなつた。したがつて、当時の重工業局長が答弁したわけですが——これ以上延ばしません、何だき

みのほうは時限をつけるのに衆議院
修正され、衆議院の代弁するのは
かしいじゃないかというようなこ
も、委員会の質疑応答の中でやりと
がございました。おそらく局長は当
の立法にあたった委員会の速記録を全
部ごらんになつたと思うんですが、そ
ういう一問一答はあつたわけです。
それでよろしいということだったのに、
何でこれを延ばさなければならぬ
ですか、理由はいままでいろいろお尋
ねしたんですが、どうも筋が通らない
ですよ、何で延ばさなければならぬ
のか、そのものずばりお答え願いた
い。

は、シングガーミシンの問題とか、ECCの混合関税の問題あらゆる努力をしてまいりました。また双眼鏡につきましては、アメリカを中心いたしましたP.R.活動、そういったことについて、あらゆる努力をしてまいりましたけれども、なお十分の成果をあげることができなかつたのでございます。あと五ヵ年間のうちに馬力をかけて、ひとつ実施していきたい。そういうことで五ヵ年間の延長をお願いするということでござります。

○阿部竹松君 御答弁のとおり努力しましたかもしませんよ。しかし、当時の速記録にあるとおり、ミシンと双眼鏡——めがね、これは似たようであるけれども、これは天地の相違がある、一つの法律をもつてミシンと双眼鏡と規制するということは不可能でしようというのがぼくの持論であった。自來五年たって、こういうミシンと双眼鏡と両方ともうまくいっているということは言えますか。めがねのほうは全然だめでしよう。私の言うことが誤りであつたら、めがねもミシンもうまくいっているという答弁ができますが、全然違います。

○政府委員(森崎久寿君) 率直に申し上げまして、ミシンと比べて双眼鏡の実績は上がつておらない点がございます。しかし、この法律の体系から考えまして、当初われわれが考えましたように、生産の大部が中小企業であり、その輸出の大半を中小企業が占めている、そういう機械類につきましては、当然同じようなシステムでこれを推進していくことが必要でございまして、その点におきまして、業界

は違つておつても、法律の体系として
は、こういう形で進めるのが一番いい
というふうに考えておるわけでござい
ます。その点は現在も変わっておりま
せん。ただ、業界の零細性その他特殊
事情によりまして、御指摘のように、
ミシンに比べて双眼鏡が少しおくれた
ということだけは、率直に認めざるを
得ないよう状態でございますが、た
だ、ミシンの行き方を、われわれと
しては、双眼鏡についても今後進める
だけの自信もつきましたし、今後ああ
いう形で進めていったら、双眼鏡の場
合もいい輸出ができるんじゃないかと

ければならぬということになるだらうと
と私は思うんです。筋を通す意味において
して、政府の政策の面においてそういう
うことになりますね。そのときになつて
て、これは五年で打ち切りだからと
いつて、業界の状態が五十歩百歩のと
きはやはり廃止するわけにいかぬの
だ、この点はいかがですか。

○政府委員(森崎久寿君) 現在私ども
の考えておりますのは、輸出系列が確
立いたしますと、当然、出荷調整も非
常にうまくいくようになりますし、価
格調整もうまくいくようになります
て、要は、輸出系列をつくっていくと

ては考えられない、何とかして五年以内に、そういう業界にしつかりした動きをつくって、そしてその輸出系列の完成をやりたいというふうに考えております。

○阿部竹松君　局長は科学技術庁からおいでになつたばかりですから、ぼくはこれ以上お尋ねしませんが、五年前もそういう御答弁だつた。五年間だいじょうぶです、あなたたちは永久立法を言つたんだけれども、衆議院で五年でぶつた切られたんでしよう。なぜ、がんばらなかつたか。与党の大数をかかえておる政府が、なぜ衆議院で五

にはミシンに当てはまつたような法律、あるいは、めがねにはめがねに当てはまつたような法律をもつて、やるとすれば、きめこまかくやらなければ不可能だと思うんですが、その辺の御質問かと思ひます。自信のほどを最後に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(森崎久寿君) 個々の産業にふさわしい個々の法律体系を考えたらどうかという御質問かと思ひますが、そういう考え方もできないことはないと思います。しかしながら、現在の法体系は、先ほど申し上げましたように、やはり同じ共通性を持った点が

と客観情勢の変化がございましても、業界の一つの輸出系列といふものが確立されれば、完全とは言えなくとも、法律をはずしてもそりやう形で進めることができるのぢやないか、そういう一つのめどをいま考えております。五年以内にはぜひそれを完遂していきたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 それは重工業局長、あなたの答弁はなっておらぬよ。五年後に経済状態あるいは業界の状態が今日と同じであれば当然延ばさなければならぬでしようと、ぼくは言つてゐるわけです。今日と同じでも、五年延長したら切るかどうかということをお尋ねしているわけです。

○政府委員(森崎久寿君) 五年以内には業界自身も進歩いたしまして、そういう形にぜひわれわれとしては進めていきたいという考え方でござります。じつとしてここ五年間日を暮らすといふような考え方、そういう考え方をいまのところは、ちょっとわれわれとし

思いました、こういうことなんですね。
ところが、五年たった今日、同じで
しょう。三菱にしたって、ジョンキーに
したって、シンガーにしたって、蛇の
目にしたって、リッカーにしたって大
阪で十六ドル五十五セントのミシンが、
アメリカで百二十五ドルは、今日も変
わりない。一つもよくなつておらな
い。ただ、よそから入ってくる業者を
押えておるにすぎない。よそから入つ
てくる業者を押えることによつて、日
本の商品の価値を高めてドルをかせげ
るのだから、よそから入つてくるの
を、おそらく犠牲を忍んでもよろし
けれども、犠牲をしいるのみで利益が
ないじゃないか。まあ、あなたが今後
五年間で絶対だいじょうぶというな
ら、お手並み拝見しますけれども、今
日まで、この法律ができるから繰り返
それを一つの法律をもつて規制すると
言つたって無理ですよ。やはりミシン

て、あと法律の範囲内において運用のよろしきを得て、きめのこまかい行政指導その他を実施することによりまして、この法律でもって双眼鏡、ミシン、両方やついていたいというふうに考えておるわけでござります。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して本法律案に賛成いたします。

現行の軽機械の輸出の振興に関する法律は、憲法が保障する職業選択の自由を制限する法律でありまして、経済的な理由からその特例としてつくられたもので、この種の法律はその目的を達すれば、できるだけすみやかに廃止

卷之三

て、原案どおり可決すべきものと決定
いたしまして。

いたじぢりた
次に討論中に述べられました近藤君

近藤君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔贊成者拳手〕

○委員長(前田久吉君) 全会一致と認めます。よって近藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の

決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、福田通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

○國務大臣(福田一君)　ただいま御決定をいただきました附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして善処いたしたいと考へております。

○委員長(前田久吉君) 次に、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを

委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 次に、電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。——別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第九部 商工委員會會議錄第十五號

昭和三十九年三月二十四日【參議院】

かということは、私もお話をのように思つてゐました。二年間頑張つたのに、

思っております。一番問題はですね、結局被害者であるとも思えるその人が、なかなか将来の取引を考えて、こ

ういう事実があつても、われわれのほうに言つてきてくれない。こういったような点が、したがつて積極的に――

しかもそれじゃ、ないかといえばある

ので、これをみていくという問題になりますので、非常にむずかしい問題であるということは、私は当初から考

えておられます。といって、それだから、これは放置されていい問題だとうふうには思っておりません。で、まあ日銀なり大蔵省が、この問題について真剣に取り組んでくれるという話

もありますが、公取としては、公取の立場において、この問題に真剣に取り組む、そういうたよ的な、全体がそうした気分になつてこそ、こうした悪い習慣がなくなつていいくのではないか、

○中田吉雄君 私も債務者預金の中に
は、どうだ保の二つや三つ、三名の

担保のようなものもあるでしょうし、委員長のいまいわれたような取引上のまあ必要のものもあるわけです。まあ十は一からげに全部悪いという考え方

持つておりません。ただ、これほどや
かましいのは、債務者預金は幾らあつ

でもいいんだというようなことの中に
は、なかなか大蔵省も本気じやないし
といふような氣があると思うのです。

それと、これのどれだけが——債務者預金の中どれだけがあ問題かといふ、一つのまあ目安としてきめているいわゆる相互銀行方式と私は全銀協の方式を見ると、やっぱし相互銀行の方

式のほうが、私は正しいのじやないか

○政府委員(渡辺喜久造君) 相互銀行方式とか全銀協の方式とかいいますものは、これはまあ大蔵省が行政指導的に見ているやり方でございまして、そうした――先日もお答えしましたが、マクロ的にものを見る、これは一つの行政指導の大好きな客観的なやり方としては、それが一つの行き方として考えられないでもありませんが、しかし、公正取引委員会の立場として仕事をしていく上においては、一つ一つの、債務者対債権者の関係というものが問題になるわけでありまして、したがって、ある特定の一人について非常にまあ無理なことをしていると、それだけで、ほかのまあ九十九人に対する、そういうことをしていないといえば、一応マクロ的には問題にならないような数字になつても、われわれのほうとしては、どこまでも一つのミクロ的な問題としてこれが取り上げていく。で、まあマクロ的な問題の相互銀行方式と全銀協方式、どちらがいいか悪いかという問題については、これは一応議論は私はあります。しかし、そういう問題として大蔵省が指導されることは、これは別ですが、われわれのほうとして、あくまでも個々の債権者対債務者の問題として問題を扱っていく、そういう立場で考えるのが独裁法の立場である、こういうふうに考えます。

○中田吉雄君 最後にお尋ねしますが、いろいろまあ作業をされ、検討をされているわけですが、公取として

ことになつてゐる。総理府の中にあなたは大臣でないから閣議に出席することができない、閣議に出席してもオブザーバー。そうすると、閣議で決定する法律は、いま申し上げましたとおり、全部、独禁法をささえるどころか、骨抜きの法律ばかり出てくるのでありますから、何ぼ強弁したてだめです。

そこで、私が一つお尋ねしたいのは、私は三菱という会社の出身ですが、今度六月一日から、もうすでに形

の上では発足しているのですが、三菱が重工と造船と新重工と三つ合併したのです。私は三菱出身ですが、おそらくこれは独禁法に抵触するだらう。膨

大なマンモス会社ができるのです。これをやすやすと公正取引委員会が了承の判こをついた。不思議でたまらないのです。これは国税金を使って公正取引委員会の十五名をふやすというのが今

度の法律ですが、それもてんで話にならないわけです。これは三菱三社合併、私の出身会社であるけれども、僕

はびっくりした。こういものこそ、独占企業禁止法の第一条の目的に反するのじやなかろうか。ところがこれがよ

ろしいということになつてゐる。不思議でたまらない。これさえ認めている

あればからね、人の十人や十五人ふりますから、控えますが……。

○阿部竹松君 ああいうふうなものをあなたは報告を受けておらんのですか。

○政府委員(野田武夫君) 三菱の合併の事例をおあげになりました。私、これに対する見解を、ここに委員長がお

おっしゃるほどの価値ある委員会ですか。

○政府委員(野田武夫君) それは受け

ております。受けておりますが、それはやはり先ほど申し上げました公正取引委員会の独自な見解を尊重いたしまして、委員会の判断に基づいた認可でございますから、私が事後においてこ

れをかれこれ申すことはどうかと思ひますが、しかし、そういういろんな何

と申しますか、これに対する批判といふものは私も大体わかります。わかりますが、そういう実態はだんだん——た

だ大きなマンモス会社ができるからといふだけないということよりも、もつ

と公正取引委員会いたしましては、日本経済また国際経済につながった

一つの産業のあり方、こういうことから

れますから、そちらから御答弁させていただくことにいたします。

○阿部竹松君 私は、公正取引委員会

からつべこべ弁解じみたことを聞いた

ない。私は独禁法というものの本質

的なものを見ている。ですから長官

のおっしゃるとおり、日本が貿易の自由化に伴つて企業の強化をやらなければならんということです。大企業の合併、合併を認めるということであれば、独禁法なんか、なくしてしまつた

がよろしい。独禁法は独禁法として残しておいて、一方そういうものを認めるのは趣旨に反するじゃないか。三

菱の二つや三つ認めたとか認めたとか、そんなことをつべこべ言うのじゃ

ない。そんな趣旨じゃなくて、国の政策としてどうかということをお尋ねし

ているのです。そんな小役人の十人や十五人ふやすという問題じやなしに、

いうことを次から次と認めるでしょ

う。一つ認めたらほかのやつを認めん

といふわけにはいかない。三菱だから

認めた、三井は認めんといふわけには

いかんので、本質的に認めるならば、

太平洋戦争あるいは太平洋戦争前

のよう

に、

自由主義経済で貿易自由化に伴つてや

るのだと、勇ましく打ち出したらどう

です。

○政府委員(野田武夫君) ああいう合

併その他の事項を認めて、独禁法の運用の必要はないじゃないか、取引委員

会なんていふのは増員してもつまら

じやないかといふ御意見でござりますが、いまお話しのとおり、日本の經濟

政策、国際経済につながるいろいろな問題がございまして、そういう事態も

ありますから、ただそりううことから得るかと思ひますが、一方、先ほ

ど御論議になつてゐるような、たとえ

ば銀行の歩積み、両建てのような問題も、やはりこれは、ただそりうること

があるから、取引委員会は何も役立た

んじやないかといふことじやなくて、

やはり私は日本の經濟の運営につきま

して、取引委員会の使命といふものは非常に重大であつて、また、今後ます

ます私はその任務を遂行する上においてこの委員会の存在が非常に必要だと

思つておきます。そういう意味におきまして、御意見はよく拝聴いたしました。またそういう御批判は決してわれわれは無視するものじゃありません。

前後ふえておるといわれておるわけですね。この大量生産と大量消費時代に

支出であるということ、景気のよしあしにかかわらず、消費支出は毎年一割

増加しておるといふこと、ことに御

承知のよう、最近は臨時行政調査会等においても消費者保護という行政面が非

常に欠けておるといふこと、ことに御

問題が取り上げられておるし、企画庁の中にも国民生活局を設けて消費者行政

を充実強化していくこと、いわゆる消費者局を設けるとかといふような問

題がござりますが、時間の関係もあるから、それでおるわけです。こういう情勢の中

で、わが民政党としても、先般消費者基本法という法律案を提案したわけ

あります。時間が限られるから、

そういうようなことはかれこれ触れませんが、やはり公正取引委員会の機能

というものは、公正な競争、不公正取引

います。今後ますます取引委員会の本

来の仕事を強力に推進していきたい、

こう考えております。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめ

て、「速記中止」

○委員長(前田久吉君) 速記を始め

て。

○田畠金光君 公取委員長に「お尋ねしますが、特にこの公取委員会の

消費者保護の機能が、現在どのよう

角度で、具体的にどういう問題を中心

に進められておるのか、これをお尋ね

したいと思うのです。

○委員長(前田久吉君) と申しますのは、御承知のように、

いままでのわが国の経済行政といふの

は生産中心の行政であったわけです。

ところが消費者行政というのがほとん

どなかつたということです。ことに國

民總支出の中の五割ないし六割が消費

支出であるということ、景気のよしあし

にかかわらず、消費支出は毎年一割

増加しておるといふこと、ことに御

承知のよう、最近は臨時行政調査会等においても消費者保護という行政面が非

常に欠けておるといふこと、ことに御

問題が取り上げられておるし、企画庁の中にも国民生活局を設けて消費者行政

を充実強化していくこと、いわゆる消費者局を設けるとかといふような問

題がござりますが、時間の関係もあるから、

それでおるわけです。こういう情勢の中

で、わが民政党としても、先般消費者基本法という法律案を提案したわけ

あります。時間が限られるから、

そういうようなことはかれこれ触れませんが、やはり公正取引委員会の機能

というものは、公正な競争、不公正取引

のことになるので、まことにあなたにも

おいでになつたからお尋ねしているわ

けですが、本質的にどうするか。あ

あ、あなたは報告を受けておらんのですか。

の廃止を通じ、消費者保護行政を推進していくというのが大きな問題だと、こう私は見ているわけです。そういう点について、一体公取委は現在この問題についてどのように取り組んでおられるのか、それを簡単にひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 独禁法の第一条にありますように、結局独禁法のねらいは経済の民主化及び消費者の利益の保護、こういうことで、われわれは独禁法の終局の目的を考えております。独禁法を通じまして全体として大きく見ますと、一つの機能としては独占あるいはカルテルの禁止、それから一つはいわゆる不公正競争の、不公平な取引方法の禁止、大きくこの二つに分けられます。

前者のカルテルの問題などにつきましては、これは小さいのから大きいものいろいろあります、いわゆる中小企業団体法とか、そういうような特殊な法律によって合法的に認められているものは別として、それ以外のカルテルにつきましては、われわれのほうでは、隨時、カルテル行為の破棄といふことにつきましては、かなり私が就任したこの一年間においてやっておりまして、それによって、要するに自由な競争による価格の引き下げというものによって、消費者の利益を守る、こういう方向にわれわれの機能は進んでいると考えております。

それからもう一つ、不公平な取引方法の問題としては、特にいわゆる不当表示の問題あるいは懸賞——過大広告の問題、こういった問題が消費者のために非常に迷惑をかけておるという点に注目しまして、このほうには特別法

もございますが、それによつて、たゞ
えは不動産の問題につきましても、そ
の他かん詰めとか、いろいろな問題な
ど、非常にこまかい問題ではあります
ても、同時に重要な問題、これにつき
まして、そうちした不公正な取引をしな
いようにと、こういったような意味に
おいての機能を果たしておる、こうい
うつもりであります。

○田畠金光君 まあそういうようなお
仕事はなされておるということを聞い
ておるし、また当然公取の仕事だと思
いますが、ただ最近、公取委員長も御
承知のように、消費者物価の値上がり
に応じて、物価の値上がり、特に消
費者物価の値上げに関連して問題とさ
れておるのは、御承知のように、中小
企業の製品あるいは農林水産業の製
品、食料加工品あるいはサービス産業
の製品価格等々の問題が取り上げられ
ておるのであります。ことにまた物価の問題
も関連して、一方においては労働賃金
の問題を取り上げられておる。生産性
と労働賃金の問題に関連して、あるいは
コスト・インフレ論が展開されてお
る、こうしたことです。ところが私は
こういういまの傾向というものは、物
価の本質的な問題について、これは逸
脱しておるのじゃないか。確かに中小
企業製品あるいはサービス企業につい
ても、製品価格の値上がりがあること
も事実です。しかし、もっと大きい大
企業の製品価格、この問題についてメ
スを入れない限り、物価全体の公正な
維持あるいは引き下げなりといふこ
とは、どうてい考えられぬのじゃなか
ろうか、こういう私は感じを持つてお
るわけですが、先般昭和三十七年度の
年次報告として公取委員会が報告書を

出しておられましたが、その第九章の組合に関するものです。大企業の価格協定に関しては、大きな問題が今までいろいろな方にかかわらず、ほとんど取り上げていませんが、公取委の出されたこの年次報告を見ましても、中小企業の組合の価格協定について非常に強い態度で出ておるわけです。だから私は中小企業の価格協定について強い態度に出るということも、まあ公取の機能からやむを得ないかもしれませんのが、もっと大企業の製品価格あるいは管理価格等の問題について、公取委は積極的に取り組むべきだと、こう思うのですが、どうも公取委の姿勢というものは、そなつてないということは、まことに遺憾だと思うのです。この点はどのように感じておられましょうか。

出していきたいと思っております。それから大企業におきましては、そのカルテルがあるかないかというのが非常問題なんですが、大企業の場合ほど、いわば独禁法というものについて、中小企業の場合に比べると独禁法というものを検討していますから、いわば闇されたカルテルという形になりがちだと思います。しかし、そうかといって、それを放置するつもりはない。ただそれだけに、その問題の摘出というものは相当の時間もかかりますし、われわれのほうとしては、これの取り組みには相当かなりむずかしい点も出てくるんだろうが、しかし、私としてはやはりそうした大きなものに、もっとそういうことをあるならば、まともに取り組んでいかなければ、それこそほんとうの意味の独禁法の趣旨は達成されない、この点について過去のわれわれの実績について私も反省しておりますし、今後についてはお話をような方向で問題を進めていきたい、かようになります。

企業を中心いろいろ各方面に現われてきただ。これはお話のように隠れたカルテル行為といふか、協定価格をやつても、なかなか巧妙でない、あるいは調査すると案外公取委の手にひつかかるかもしない。しかし、中小企業のほうは、カルテル行為に対する態度のあり方じやなかつたか、こう思ひます。やはりこの際、私は物価の問題にも関連して感ずるわけですが、今までの公取委のカルテル行為に対する態度のあり方じやなかつたか、こう思ひます。やはりこの際、私は物価の問題としては機能を発揮すべきじやないかと、こう思うのですが、具体的にどういう仕事をどういう業種についてなされておるのか、このことを明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 過去の御批判については、私も大いに反省しなければならぬ問題がたくさんあると思つております。いわゆるカルテル行為につきましては、私もお話のようになされております。もちろん具体的な問題として表面に出でてきているものは、これはもう私のほうとしてどしどしゃっております。まあそれが事件になるからないかは別としまして、先般水産会社の大きなのが、ハム、ソーセージの価格協定をやつたとか何とかいうような一応の疑惑が持たれておりまして、これについてわれわれのほう

取委員会のほうでは主として大企業のほうについて手を入れる、中小企業庁のほうでは下請のほうに手を入れるというような、横の連携をとりつつやつていくつもりだという話がちょっとありましたね。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちょっと違うのです。

○小林英三君 違うのですか。それをはつきりしていただきないとちょっとこれが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私が申し上げましたのは、從来のやり方が、いまでの過去のやり方が、中小企業庁のほうは下請業者のほうから話を聞いて、そうしてもしあの法律に違反して大企業といいますか親事業者のほうを調べて、そしてそこからその裏づけのために下請のほうを調べていく。

○小林英三君 違うのですか。それをはつきりしていただきないとちょっとこれが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私が申し上げましたのは、從来のやり方が、いまでの過去のやり方が、中小企業庁のほうは下請業者のほうから話を聞いて、そうしてもしあの法律に違反して大企業といいますか親事業者のほうを調べて、そしてそこからその裏づけのために下請のほうを調べていく。

○小林英三君 違うのですか。それをはつきりしていただきないとちょっとこれが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

のほうはある程度権限を守るといいますか、守備範囲といいますか、攻撃範囲といいますか、それをはつきりさせるのに、向こうのほうが広くしかし浅い、われわれのほうは狭いけれども深くと、したがって、問題になりそうなときには、場合によつたら私のほうへどんどん回していくたゞく、こういうような権限の分け方をしたら、もう少し有効なやり方ができるのじゃないだろうか、かように考えてますと、こう申し上げたわけです。

○小林英三君 その点が、なかなか今後の下請代金の支払いの遅延防止の問題について重大な問題ですか、私は聞くのですが、つまり何でしよう、あなたたのほうは下請のほうを調べるということは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 つまり、公取としては、今までこの問題に対してもつとやります、しかし、そのほかに中小企業庁のほうとの連携を保つて、中小企

業庁は中小企業庁としての別動隊として下請のほうを十分調査して、おれのほうに連携をはかつてもらうのだ、こ

とたえ下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりになり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○小林英三君 それならばいいのでござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようであなたたのほうは下請のほうを調べるといふことは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 つまり、いままでと同じよう、たとえば下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

いま言つたようなことを考えているとすが、守備範囲といいますか、攻撃範囲といいますか、それをはつきりさせるのに、向こうのほうが広くしかし浅い、われわれのほうは狭いけれども深くと、したがって、問題になりそうなときは、場合によつたら私のほうへどんどん回していくたゞく、こういうような権限の分け方をしたら、もう少し有効なやり方ができるのじゃないだろうか、かように考えてますと、こう申し上げたわけです。

○小林英三君 つまり、公取としては、今までこの問題に対してもつとやります、しかし、そのほかに中小企業庁のほうとの連携を保つて、中小企

業庁は中小企業庁としての別動隊として下請のほうを十分調査して、おれのほうに連携をはかつてもらうのだ、こ

とたえ下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○小林英三君 それならばいいのでござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようであなたたのほうは下請のほうを調べるといふことは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 つまり、いままでと同じよう、たとえば下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

ない。あらゆる力を総合して上からも下からも、その他客観的にあらゆる面から邁進をせられて、なおそれでやはり手が足らぬなら足らぬところを中小企業に大いに連絡をとつて助けてもらおう、こういうふうに解釈したいのです

が、御異議ありませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) どうも私も言ひ方があまかったのかいろいろ誤解もあつたようですが、いまあなたのほうしゃつたとおりのことをやるつもりであります。

○奥むめお君 時間がないの……。多少時間がなくとも、公取の職責というものは、この消費者時代あるいは物価高で困つておる時代に、一番またほかのところへ頼めないのを公取を頼りにしているといえますね。その公取がまず予算を請求なすつて、非常に少ないですね。十五人しかふえない。北海道に事務所を設けるとおっしゃるけれども、四国には事務所がないし、また広島辺は事務所がないし、私から言えれば、少なくとも通産省の出店がある以上に、あるいはそれより多くても、公取の事務所はたいへん必要だと思うのです。それがたいへん今度の予算で縛られてしまった。これはそれでも働く手が足らぬから、足らぬ部分を中小企業に手伝つてもらう。手伝つてもらうといふと、下請のほうはなかなかその親事業者との関係を遠慮してものを言わなさい。あるいは毎月のそれが購入額に對してどういう割合になつてあるかといふことから調べて、それを裏づける意味で下請を調べていく。中小企業庁のほうは下請のほうから調べていく。

○小林英三君 私、ちょっとと公取委員長にお伺いしたいのですが、取り締まりの面からいいますと、われわれとしては、そういう割合になつてあるかといふことから調べて、それを裏づける意味なんでしょう。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようであなたたのほうは下請のほうを調べるといふことは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 それならばいいのでござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようであなたたのほうは下請のほうを調べるといふことは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 つまり、いままでと同じよう、たとえば下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

し、やり方も違つておるもののが、ずいぶん多いと思うのですね。こういうふうなもので、政府からは、しっかり公取に価格協定も取り締まらせるのだ、でもひいでいる大きな業などは調べがつくだろうけれども、中小企業の各商売の道で、都市によつて値段も違う

能選手であるかのごとく、公取にさせることを何べんか言うてきていますが、いつことを何べんか言うてきていますが、お話しのとおりであります。

○小林英三君 つまり、公取としては、今までこの問題に対してもつとやります、しかし、そのほかに中小企業庁のほうとの連携を保つて、中小企

業庁は中小企業庁としての別動隊として下請のほうを十分調査して、おれのほうに連携をはかつてもらうのだ、こ

とたえ下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○小林英三君 それならばいいのでござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようであなたたのほうは下請のほうを調べるといふことは、もう全然中小企業庁にまかし上げたわけです。

○小林英三君 つまり、いままでと同じよう、たとえば下請業者の声を聞いたり、あるいは支払い代金が遅延している問題を調査したり、これはやはり指定団体等を使っていままでと同じようにおやつたりなり、今後は中小企業のほうでもやってもらうようにしたいと、こういふ意味なんでしょう。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

のほうでは下請のほうに手を入れるというような、横の連携をとりつつやつていくつもりだという話がちょっとありましたね。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちょっと違うのです。

○小林英三君 違うのですか。それをはつきりしていただきないとちょっとこれが……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 言葉が足りませんでしたから、誤解されたかもしませんが、いま小林委員のおっしゃったように、協力団体に大いに御協力を願うとか、われわれのほうも下請業者の声をできるだけ聞くとかいうことは、これはもちろん私ども今後ともこれを続けるどころか、もっとこれで、したがって、ただ中小企業庁と私ただ、中小企業庁との関係において、

し、やり方も違つておるもののが、ずいぶん多いと思うのですね。こういうふうのものを、政府からは、しっかり公取に価格協定も取り締まらせるのだ、でもひいでいる大きな業などは調べがつくだろうけれども、中小企業の各商売の道で、都市によつて値段も違う

ておきますと、衆議院では、公取の機能をもつと強化すべしという附帯決議がつきまして、それに対しても総務長官も事務所の問題等につきましては、非常に努力する、こういうふうなお話をあつたことだけを申し上げております。

○奥むめお君 政府の言いなさることはすべてこれはよき言葉ではあります。しかし、実際行なわれなければ同じですね。この物価を下げるということは池田内閣の私は使命だと思ひますね。上げたのも池田内閣の大額予算を計上して以来ですかね。物価政策が非常に物価を上げてきた、所得倍増政策が非常に上げたと思うのですね。一方で物価を上げないのだ、非常に喜ばしい発言でありますけれども、しかし、ちっとも物価を下げられる仕事がありながら、それを行なっていないのが、公取じゃありませんか。もし、なさいているとすれば、どういうことをやってきたかということをもう一べん詳しく。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ公取の仕事といたしましては、結局奥委員もよく御存じのように、いわゆるそこに独占とかカルテル行為とか、そういうものがある場合に、これを排除しようと、いろいろの事案として出でまいりました問題の大部分は引き上

げのときの価格協定というものが中心で、これについては幾つか排除命令が出されておるということは御承知のとおりであります。しかし、私はそ

れだけでは足りないので、むしろ要するに生産性が上がった、値下げがなるべき、コストダウンがさるべきなのに、値下げがされていないというようなお話をあつたことだけを申し上げております。

○奥むめお君 それじゃ、しばらく待つまでもうあんまりそういうことを聞くだけであつたら、われわれから言えども、もうあんまりそういうことを聞くだけでも、教科書の問題、あるいは板ガラスの問題、あるいは板ガラスや、アルミ鍋の問題、これらは、われわれのほうとして調査の結果は、わざわざのほうとして調査の結果は、はっきりしましたので、勧告審決を出しておきました。ただ御承知のように、板ガラスの会社といらっしゃるガラス、日本ガラス、最近セントラルガラスという会社ができました。板ガラスの値段も、外國との競争もあると思いますが、大型のような特殊な板ガラスは割合に値段を下げております。通常の板ガラスについて値段を下げていないところが、単なるプライス・リーダーシップの問題か、うしろに問題があるのかと、問題について、われわれのほうとしてはもう少し調査してみたいと思いますが、ただ現実の問題としては、旭ガラスがいわゆるプライス・リーダーになりまして若干値下

げをしました。つい最近ですが値下げしました。

○政府委員(渡辺喜久造君) 教科書の問題といいますのは、とかく不公正取引の問題としてわれわれのほうには問題として上がってきております。これは昨年関西のほうで問題がはつきりしましたが、公取としても今後そうした不公平な問題をすべてからずというような審決を六件一応やつております。しかし、その後において、教科書でなくして、今まで独禁法の問題としてどうするかといふところまでは調査の結果は出ておりません。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなれば、質疑は終局したものと認めます。検討といふか、調査をしてみるといふうに考えております。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

○委員長(前田久吉君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

</div

○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、好間炭鉱に関する件の質疑の要求がありますので、これを許します。

四

○阿部竹松君 十二時過ぎまして、た
いぶ時間が経過しておりますから、お
尋ねするのはたいへん恐縮ですが、
簡単にお尋ねして質問をとどめますので、
御容赦いただきたいと思うのです。

今月の十一日だと記憶しておるので
すが、石炭委員会で古河好間炭鉱の閉
山問題に関して、大河原、阿具根兩委
員より、通産当局に、大臣、石炭局長
にお尋ねがありました。速記録を通読
しましたところ、相当部分が速記停止
になつておるわけです。速記停止に
なつておりますので、当時の委員長は
岸田さんですが、岸田さんの御指示に
よつて速記がほとんど削除されてお
る。ですから中身がわからぬ。どうい
う問答があつたかわかりませんけれど
も、速記停止のために、速記録によつ
て中身を熟知することができませんか
ら端的にお尋ねいたします。古河好間
炭鉱は、有沢調査団の答申によればビ
ルド山になつております。有沢調査団
の調査の結果を待つまでもなく、一切
の資料は通産当局、特に石炭局の資料
に基づいて結論を出し、政府に答申さ
れ、閣議決定になつておる。そういう
と、ビルド山と称される好間炭鉱が閉
山ということになつておりますので、
これはどうもそのあたりがすつきりし
ませんから、その点はどういう理由で
閉山になるものかお尋ねをいたしま

○政府委員(新井真一君) 古河の好問につきました。調査団当時は、これは御承知のように、三十七年の十一月でございまして、ビルド鉱であつたので、はないか、それが今度閉山を申し込んだのはどういうことかというお話だと思います。これは先生も御存じだと思いますが、調査団の答申、手元に持つて来ておりますが、とにかく四十二年まで五千五百万トンの高能率な炭鉱をつくっていこうということで、諸般の対策がきめられているのであります。これがビルドだ、これが維持だ、これがスクラップだということは、これは一応の目安としてはござります。あの当時、新聞にも出たやに聞いておられます、スクラップのものが残っている、あるいは状況によって閉山になるということをござりますので、中にはスクラップのものが残っています。これがビルドだ、どうだというところまでには、調査団のほうでは山別に看板を掲げたものはございません。しかし、私は、ここでその議論をやるつもりはございませんが、今般残念ながら、この二月に古河好間のほうが新方式によつて閉山をさせていただきたいといふ申請が出てきておりますことは事実でございます。なぜか、こういう御質問でござります。なぜか、古河としては、自由とこのまま抱えておつたのでは、企業化を控えての銅の問題、あるいは酸化チタンの問題もございますので、これでござります。なぜか、こういう御質問でござりますけれども、結局残念ながら赤字を出しておる。かなりの赤字が出ておりますので、したがつて、それで持つていてはほかの山にも影響を与えるし、なお、古河としては、自由とこのまま抱えておつたのでは、企業全体として問題であるということとか

○阿部竹松君 新井石炭局長は答申を提出いたしますけれども、合理化事業団でござりますけれども、合理化事業団のほうに申請を出してきたというような事情でござります。

○阿部竹松君 新井石炭局長は答申といたと思う。あの当時、調査団の答申といふものは、カロリー、将来の希望、埋蔵量、こういう数点に基づいて、この山はやつてきます、この山はいけません、こういうことで明確に規制したわけです。その資料はあなたのほうから出ている。それと同時に、私どもは石炭委員会で、あるいは商工委員会、社労委員会等との合同委員会を開いて、有沢先生以下全部の委員に出席していただいて、そこでお聞きしている。福田通産大臣からも御意見をお聞きしておる。もちろん当時の総理大臣、現総理池田さんからも聞いておる。五千五百万トンは責任を負います。当時の炭労は六千万トンをどうにかやってくれと言つたが、六千万トンは責任を負いません、五千五百万トンは政府の責任において一切問題を処理します、こういう御答弁だった。あなたが当時の速記録を読みばすぐわかる。五千五百万トンは政府が責任を負いません、五千五百万トンの範囲内で政府は一切責任を負います。しかし、炭労の諸君の言う六千万トンは責任を負いません、五千五百万トンをどうするか、あとの五百万トンをどうするかといふことで、政府と炭労、自民党と社会党の間でけんかになつたのです。五千五百万トンは政府が責任を負いますと言つたその五千五百万トンの中に古河好間炭鉱が入つておる。これは当時の予算委員会、商工委員会あるいは

石炭委員会等の速記録を見ればすぐわかる。ですから、五千五百万トン以外の山について、責任を負いなさいといふが、政府は何しておるかといふことをわざと内山ですかね。有沢さんのお申しになつたように、能率においても、カロリーにおいても、当時からナロリーが落ちているとは考えられないし、能率も下がつておらない。埋蔵量も風が吹いて飛んでいくわけではないから、埋蔵量も減っていない。そううなづだ、あなたのほうをお認めになつておられるのならば……まあお認めになつておらぬだろけれども、どううう申請があるのですか。申請書を見出しで論議があつて、その部分は全部採掘されておらぬだろけれども、どううう見せないということで石炭委員会で論議があつて、それが抹殺されているのでわからず、あなたお尋ねするのですが、ありませんからお尋ねするのですが、あなたは御承知でございませんか。

ンをきめる場合に、一つの目安であつたわけがあります。このとおりにいく、いかないということは、基本計画の大綱といふものの基調ではない。それがなかつたとは申しませんけれども、これが看板を維持だ、ビルトだということで掲げている、しかもそれを政府が決定したという御意見に対しましては、あくまでもそなではないと言いたいのであります。本件好問につきましては、ここに申請書を持てきておりますが、先般の石炭対策委員会のときに、まあ申請書すばりは、やはり経営の問題等もございますので、出しそういふことでやつております。実際問題として、先ほど申しましたように、まだこれからいろいろ私どもとしては検討を加えていかなければならぬ段階でござりますけれども、一言にして申しますれば赤字が出て困っているということが——あるいは經營者としては少し見通しが悪いのじゃないか、こう言われば、これは率直に認めるを得ないと思いますが、現実にやはり非常に下の温度が熱うござります。これは先生よく御承知だと思いますが常磐のほうでございますから非常に熱い。何回も何とか維持しているということで努力はしておりますけれども、現状は遺憾ながら赤字である。この点は私どもよく検討しないと思ひますけれども、そういう事情でござりますので、現在新方式で処理してもらいたいということで申請書が出ておるという事情でござります。

りの常盤炭鉱しかり。今度四百何十名の犠牲者が出了三池炭礦しかり、三十七、八年である。古河好間炭鉱より一度も高いところでやっているじゃありませんか。そういうところを黙っておいて、古河好間は温度が高いといふことは理由になりませんよ。それが理由になるのだったら、常盤炭礦の温度の高いところ、三池炭鉱の温度の高いところを全部やめさせるのですが、どうですかと言つたら、あなたは保安局長の責任ですよとお逃げになるかしらぬ。もう一つ、五千五百万トンのベース、これにはどことどこの山が入るかといふことは法律化し、立法化しておりますません。しかし、北海道の炭田において、九州筑豊炭田、山口宇部炭田において、どれだけの山が能率がとれて、幾らでといて、一つ一つの山にメスを当てたはずなんです。ただ大きな日本中の炭鉱の中で、埋蔵量が百五十万トンで能率がとれて、というような簡単な結論を出しては困るはずです。有沢さん、五月から九月まで四ヶ月間かかるで出した結論ですかね。そんなあなたの言う結論ではないはずです。少なくとも一つ一つの山にメスを当てて、みずから有沢先生が九州から北海道、常盤、山口歩いて調べて、その結果、結論として答申を、書類をもって出した。あなたのおっしゃるとおりにそんなオーブンな 大まかなものじゃない。ですから、つぶす、つぶさぬという問題よりも、答申案を尊重いたします、これでいきすすといつて闇議決定しておったにもかかわらず、もう半
年もたたぬうちに、あなたのおっしゃ

るとおり、オープンでいましましよう
いうことになれば、これはたいへんな
問題です。好間の炭鉱の埋蔵量が減っ
たとか、あるいは能率が低下したと
か、労働者がサボタージした、こう
いうことであれば、これは別問題で
す。しかし、有沢さんの調査した当时
より能率がぐんと上がっているよ
うな理由では、これは納得できない。
調査団の答申を尊重いたします、政府
はこれを実行しますと言ったたてまえ
上は、これはあなたに聞く問題じやな
いが、しかし、大臣が欠席されておる
ので、これを当該局長のあなたにお尋
ねするわけです。

生よく御承知だと思いますし、私ども一緒になつてその方向でやつておるのありますけれども、中にはそういう炭鉱も出てくるわけでありまして、やはりかなり中にはスクランプが多くございましたけれども、今後これををおねむねビルドとして大体やっていくと、いう、ようやく時を越したところでござりますので、私どもとしては、この好間の問題、相当重大に考えておりますけれども、現在とにかく相当な赤字を続けておりますので、それによつてほかの山にも影響を与えてはいかぬのではなかろうかというふうに考えておられますけれども、まだ最終的な判断をやつております。申請が出たばかりであります。これから検討していくなければならぬ段階でございます。

それからもう一つ。赤字のほかに隠された理由があるのではないかとおっしゃいますが、ございません。明確には、申請書のほうには、結局まあいろいろな事情を書いてござりますけれども、理由としては、私は経営者を呼んで聞きましたけれども、赤字が出ておつて困っているのだ、こういうことでございます。

○阿部竹松君　あなたは重大にお考えになつておると言つて御答弁なさるけれども、少なくとも一月の二十日以前に申請書が出ておるわけです。三月の十二日に大臣が当該委員会に出てきて一つも知らなかつたとか初耳だところを言つておる。あなたはその間握りつぶしておる。少なくとも日本の大企業の好間炭鉱、少なくとも答申案にはビルド山だと称せられる炭鉱がつぶれるというのだから重大問題です。それをあなたが握りつぶしておる。大臣の耳に

も入れない。これはそのあたり大体納得いかぬ。それは百歩譲って、これは買い上げ対象の山になるのですか、どうですか、合理化事業団の。

○政府委員(新井真一君) これは合理化事業団のいろいろ業務方法書もござりますので、それによつて、業務方法書によつてどう考えていくかといふことで、事業団のほうで考えてまいりますけれども、かなり、通産省といたしまして、やはりいろいろな指導面もござりますから、今後、いまここで決定的な議論はできませんが、いろいろ検討を加えていかなければなるまいと考えております。

○阿部竹松君 あなたは石炭委員会で新方式によつてとおっしゃつておるが、検討を加えていくというのはどういう意味なんですか。合理化事業団で買い上げする山はこうこうだという一つの法によつて規制されておると思いますが、それに現在のある法に当てはまるのですか、当てはまらぬですか。

○政府委員(新井真一君) 新方式によりまして買い上げという言葉は使いませんのは御承知のようでござりますが、整理交付金の補助金を出すかどうかという点について、かなり検討を加えていかなきやならぬかと思ひます。が、要はこれも御承知のように、やはり労使双方の話し合いということが基本になりますて、開山するかしないかといふことにならうかと思ひますので、まあ事業団といたしましても、労組の賛成を得なければ実際問題として調査もできませんし、買い上げも少しも進まないものですから、労使双方の話し合いがどうなつていくかということとも

一つの条件にならうかと考えております。
○阿部竹松君 ちょっと石炭局長、私
わかりませんけれども、労使双方が話
し合って買い上げてくれといって結論
が出ても、買い上げぬ場合があるわけ
でしょうね。労使双方がよろしいということ
になったら、理由がいかんとい
えども買い上げるわけですか。そ
うじゃないでしよう、あの法律は。そ
うでしょう。そうすると、あなたのお話
ちょっとと了解できませんがね。
○政府委員(新井真一君) 事業団が買
い上げると申しますが、交付金を出し
ます場合に、山の中を調査をしなけれ
ばならぬわけでございますが、業務方
法書によりまして、労働組合の同意が
なければ調査ができない、ということに
相なっておりますので、したがって、
事実問題として労使双方の話し合いが
行なわれる。ただ労使双方の話し合い
が行なわれたから、それによって事業
団がそれを買うのか、新方式による補
助金を出すのか出さぬのかということ
は、また別途の業務方法書の基準によ
りましてやってまいることになるうか
と思います。なおその際、やはり私ど
も石炭局としてはやはりいろいろな政
策判断を加えながらまた指導もでき
る、こういうふうに考えております。
○阿部竹松君 労働組合が同意書に判
合もあるのですね。あなたのおっしゃ
るとおり、労働組合と会社と全部判こ
を押してこの山を買ってくれと言つ
たって買わぬ山たくさんあるのです。
ですからあなたは労使双方話し合いと
言うけれども、そういうな理屈にいか
ね。ただ私は法的を見て、合理化事業

団の性質、合理化事業団のできた当時からの立法の精神、あるいは現行の法律、これに照らし合わせまして、好間炭鉱が該当するやいなやということをお尋ねしている。

○政府委員(新井真一君) 新方式によります整理交付金の交付につきましては、基準がござりますので、その基準に合っているかどうかということが、これは一番交付金を出すか出さないかの根本の条件でございます。当然その基準に合ておりますれば、しかも経営者のほうで、労使が話し合って、新方式による交付金をいただきたいといふ意見が出てまいりますれば、これは予算等のにらみ合せもございますけれども、買うことに——買うと申しますか、交付金を出すことにならうかと思ひます。

○阿部竹松君 買い上げる場合に、三十八年度のワクはもうないのでしょう。そうすると、三十九年度といふことになるとと思うのですが、三十九年度のワクはあるのですか。

○政府委員(新井真一君) ございます。三十九年度のワクはございます。

○阿部竹松君 幾らあるのですか。

○政府委員(新井真一君) 一応予算面では、おおむね三百万トン強ございまして、これは御承知のように、石炭審議会を経まして計画をきめていくことになりますけれども、一応現在御審議を願っております予算の原案におきましては、三百万吨以上というてお願いをいたしておる次第でございます。

○阿部竹松君 それに対し現在まで申し入れは幾らあるのですか。

○政府委員(新井真一君) この二月二十日までに申請を受けつけておりまし

て、その集計は先般石特でも申し上げましたが、約五百万トンくらいござい

ます。ただしこの五百万トンと申しましては、それぞれ希望的で申請をしてき

ておる分がございますので、中には四十年あるいは四十一年ぐらいに閉山に

なるかも知れないものも、この際出して行こうというような形の、やや安易な気持で出しておるものもござります

るし、あるいは三十八年度すでに閉山をいたしまして、この方式によって交

付金をいただきたいという、もうすでに閉山したものの中もござります

し、あるいは三十九年度中にいろいろ勞使話し合いを進めながらやっていくところ五百万トン弱でございます。私どもの推定で、かなり四十年度以降に

も、若干いま申しますように先に申し込んでおるのがございますので、おおむね五百数十万トンくらいが一応有効な申請にならうかというふうな見通しを持っておるわけでございます。

○阿部竹松君 この四百数十万トンの中に好間が入っていると思うのです。

○政府委員(新井真一君) 一応予算面では、おおむね三百六十万トンと申しますが、その中には一応好間のほう

が五百億一千四百万円という評価になつておりますので、一千四百万吨といふこととに相なるわけでございま

す。

○阿部竹松君 次に、時間がなくなつ

りますけれども、一応現在御審議を願っております予算の原案におきましては、三百万吨以上といふことです。

○阿部竹松君 それに対し現在まで申しこたは幾らあるのですか。

○政府委員(新井真一君) まだきめておりませ

て、その集計は先般石特でも申し上げましたか。五千五百万トンじゃいかぬ、六千萬トンと、先ほど申し上げましたよ

うことになっております。うちの山を買ってくれという申請書だけですね。うちの山は埋蔵量幾ら、年産幾らという明細な申請書がついています。

○政府委員(新井真一君) 申請面では約二十七万六千トンくらいということが年産の数量として出ております。

○阿部竹松君 そうすると、大体いままで九州、北海道、常磐、相当山は買っておりますが、大体どのくらいのコストで評価をしているわけですか。

○政府委員(新井真一君) 炭鉱の買い上げ評価は、

課長から御説明いたさせます。

○説明員(久良知章悟君) 三十八年度の数字について御説明申し上げたいと

思いますが、三十八年度につきましては、交付金の交付によりまして整理を

ねまあ四百数十万トンくらいが一応有効な申請にならうかというふうな見

通しを持っておるわけでございます。

○阿部竹松君 この四百数十万トンの

ねまあ四百数十万トンぐらいが一応有効な申請にならうかというふうな見

通しを持っておるわけでございます。

○阿部竹松君 この四百数十万トンの

ねまあ四百数十万トンぐらいが一応有効な申請にならうかというふうな見

通しを持っておるわけでございます。

○阿部竹松君 この四百数十万トンの

ねまあ四百数十万トンぐらいが一応有効な申請にならうかというふうな見

通しを持っておるわけでございます。

○阿部竹松君 次に、時間がなくなつ

りますけれども、一応現在御審議を

願っております予算の原案におきま

す。これは御承知のように、石炭審議会を経まして計画をきめていくことに

なりますけれども、一応現在御審議を

願っております予算の原案におきましては、おおむね三百六十万トンと申しますが、その中には一応好間のほうが五百億一千四百万円という評価になつておりますので、一千四百万吨といふこととに相なるわけでございまして、いま申請がどうかとおっしゃるわけでございますが、一応申請べー

るわけでございますが、一応申請べー

るわけでござりますが、一応申請べー

れるか、もしお示し願えればお示し願

いたします。これが最後の質問です。

○政府委員(新井真一君) 前段の、五

千五百万トンはもうだめじゃなか

いと、これは非常に重大なことでござい

まして、確かに三十八年度石炭鉱業と

しては一番きびしい峠を越しました関

係上、人もかなり減っておりま

すし、特に三十九年度を見通しまし

ても、そういう激動のあとを、どう

いう状況になるかと、う点について

は、私も一生懸命この問題について

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

は注視をいたしております。

れるか、もしお示し願えればお示し願

いたします。これが最後の質問です。

○政府委員(新井真一君) 前段の、五

千五百万トンはもうだめじゃなか

いと、これは非常に重大なことでござい

まして、確かに三十八年度石炭鉱業と

しては一番きびしい峠を越しました関

係上、人もかなり減っておりま

すし、特に三十九年度を見通しまし

ても、そういう激動のあとを、どう

いう状況になるかと、う点について

は、私も一生懸命この問題について

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

は注視をいたしております。

る対策を講じていかなきゃならぬとい

うふうに指導するかという点でござい

が、結論として、一体、好間の問題を

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。本日はこれをもって散会いたします。

午後一時五分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島の電気事業に関する請願(第一一七一号)

第一一七一号 昭和三十九年三月十日受理

奄美群島の電気事業に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市小俣町

四 泉祐憲外三名

紹介議員 田畠 金光君

電気事業法案の審議にあたつては、奄美群島を九州電力会社の供給区域に編入するよう配慮せられるとともに、これに必要な諸般の措置を講ぜられたいとの請願。

本群島は昭和二十六年の電力再編令施行当時、祖国に復帰していなかつたので、法の適用外に放置され、当地の電気事業の大部分は、九大電力会社のいづれにも属さない大島電力会社によつて、一部を町村営によるという特異な現象を生み出している。このような小資本による狭域経営での電気事業は各種の矛盾と限界に直面し、いまや本群島の産業、経済、文化の發展と向上にとり大きな壁となり、あい路となつてゐる。料金の割高は学校給食用パン一個あたりの加工電力原価が一円二十八銭(本土では三十銭—四十銭)にも達する状況であり、電圧低下、停電、時間

制限、月二日の電休等、本群島の電事情は悲惨なものがある。この特異な方針は占領政策の落し子であり、その終戦処理がなされておらず、電力に関する限り奄美群島はまだ祖国復帰をしていないとさえ言える。

昭和三十九年四月三日印刷

昭和三十九年四月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局